一　保安林の所在場所　宮城県気仙沼市早稲谷二四七の一、二四七の三、塚沢六二の一、六二の八
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百十二号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を告示する。

平成二十二年五月十三日

経済産業大臣　直嶋　正行

○農林水産省告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市西浅井町大浦字馬場六六五、六七〇の一、七一二、七一三、七一八から七二〇まで
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡佐川町西山組字長畑二五二の一・二五二の二・八五七のソ・八五八のル・八五八のヲ・八六〇のヌ・八六〇のル・八六〇のヲ・八六〇のワ・八六一のニ・八六一のヘ（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、二四四の一から二四四の四まで、二四四の一〇、二四四の一四、二四四の一五、二四九から二五一まで、八五七のヨ、八五七のタ、八五七のレ、八五七のツの一、八五七のツの二、八五八のチ、八五八の九、八五八のヌ、八五九、八六〇のチ、八六〇のカ、八六〇のヨ、八六〇のタ、八六〇のレ、八六〇のソ、八六〇のツの一、八六〇のツの二、八六一のイ、八六一のロ、八六一のハ、八六一のホの一、八六一のホの二、字甚兵エ畑八六二のヘ・八六二のチ・八六二のリ・八六二のヌ・八六二のル・八六二のヲ（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二五三、八六二のイ、八六二のロ、八六二のハ、八六二のニ、八六二のホ、八六二のト、西山字上ハナロ三六四から三六六まで、一三七二、一三七三（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百十三号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の名称の変更届出があったので、その旨を告示する。

平成二十二年五月十三日

経済産業大臣　直嶋　正行

新名称	旧名称	変更年月日	備考
IWADテクニカルカレッジ　電気科	読売理工医療福祉専門学校　工業専門課程　電気工学科	平成二十一年四月一日	平成二十年三月までの卒業生については従前のとおりとする
福井県立敦賀産業技術専門学院　電気機器科	中原技能訓練所　電気工事科	平成二十一年四月一日	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
紋別地方高等職業訓練校　電気工事科	広島工業大学専門学校（電気工学コース・電子工学コース）	平成二十一年四月一日	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
北海道立滝川高等技術専門学院　電気工事科	宮崎電子工学院　国際情報工科専門学校　電気・設備科	平成二十一年四月一日	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
深川技術工学院　電気工事科	鹿児島県立鹿屋高等技術専門校　電気工学科	平成二十一年四月一日	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
釧路高等技術専門校　電気工事科	埼玉県立秩父高等技術専門校　電気・電子系　電気機器科	平成二十一年四月一日	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
工学院大学専門学校　工業専門課程　第一部電気技術科	福島県立郡山高等技術専門校　電気制御システム科	平成二十一年四月一日	平成二十一年三月までの卒業生については従前のとおりとする
	天山技能訓練所　電気工事科	平成二十一年十月一日	
	姫山技能訓練所　電気工事科　昼間部	平成二十一年十月二十一日	
	日本工学院八王子専門学校　工科技術専門課程　電子・電気・CAD科	平成二十一年四月一日	
	日本工学院専門学校　第一部電子・電気・CAD科	平成二十一年四月一日	

○経済産業省告示第百十四号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の名称の変更届出があったので、その旨を告示する。

平成二十二年五月十三日

経済産業大臣　直嶋　正行

新名称	旧名称	変更年月日
埼玉県立熊谷高等技術専門校分校　電気工事科（電気制御システム科）	秩父高等技術専門校　電気・電子科	平成二十一年四月一日
福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発校　電気機器科	天山技能訓練所　電気通信設備科	平成二十一年四月一日
姫山技能訓練所　電気通信設備課程　昼間部	日本工学院八王子専門学校　工科技術専門課程　電子・電気科	平成二十一年四月一日
日本工学院専門学校　工業専門課程　第一部　電子・電気科	日本工学院専門学校　工業専門課程　電子・電気・CAD科	平成二十一年四月一日
日本工学院八王子専門学校　工科技術専門課程　電子・電気科	日本工学院八王子専門学校　工科技術専門課程　電子・電気・CAD科	平成二十一年四月一日
日本工学院専門学校　工業専門課程　第一部　電子・電気科	日本工学院専門学校　工業専門課程　第一部電子・電気・CAD科	平成二十一年四月一日